時事新報

輕々しく同盟條約を結ぶ可らず

日本をば東洋の一小國として侮り居たる歐米の人民が今回圖らずも日清戰爭の實況を目撃して驚愕一方ならず俄に言葉を改めて我國の進歩發達を稱賛するに至りしは實に近來の一奇觀にして彼の倫敦タイムスを始めとして歐洲各國の新聞紙は何れも口を揃へて今後東洋に於ける日本の勢力、輕視す可らざる所以を論述し銘々に吾こそは日本の朋友なりと公言して只管自國の政府に日本と同盟の特約を勸告するもの比々皆然らざるはなし是れぞ即ち西洋人が漸く日本國の眞價を發見したるの證據にして吾々日本國民の身に取りては誠に快き次第なれども一歩を退けて深く自から考ふるときは斯く外國人に持囃さるればとて輕々これを信じて或は歐洲の某國と特別の結約せんなど立論するは我輩の斷じて取らざる所なり抑も今日に當て歐洲諸國が日本と同盟せんことを求るは何故なるかと尋るに決して彼等の中心より日本を敬愛して之と喜憂を共にせんとの希願に出たるものに非ず彼等の眞實を叩て其目的とする所を詮索し來れば唯日本の實力に富めるを見込んで之と結び一旦緩急のとき其應援を得て以て自家の利益を保護せんとする純然たる自利の精神に外ならざるのみ如何にも殺風景なる次第なれども凡そ今の世界に國と國との交際は其外面の體裁こそ美なれども內實は唯自家の利益を謀るのみ一般普通の公認する所にして今更ら怪しむにも足らず咎るにも及ばず左れば彼等が今日に至りて俄に我に接するに溫顏を以てするも固より其處にして我れより殊更らに之に逆ふの要はなけれども自利一偏の世の中とあれば我去就を決するの標準も亦自利の外に在る可らず自利即ち國の獨立と云ふも可なり多年來歐洲の列國は相互に立國の利害を異にして軋轢紛紜の絶ることなく英佛獨露の間その交情親密なりと云ふも內面の眞相は唯他を損して自から利せんとするのみ引滿不發危機一髮の間に在る其有樣は實際の戰場に干戈を交ふるものと相去ること遠からず幸にして日本は國の位置の離れたるが爲めに此戰爭の影響を直接に蒙ること少なしと雖も今若し我國が歐洲の或一國と攻防の同盟を爲すこともあらんには其時を限りに我中立の資格は全く消滅して同盟以外の國々は忽ち反對者の地位に立ち事に當り物に觸れ常に我利益を妨げ我勢力を殺がんとして之が爲めに生ずる外交の困難は如何ばかりなる可きや面倒至極なりと云ふ可し然り而して一方に此面倒を見る代りに他の一方に如何なる利益ありやと云ふに今や我國は既に亞細亞大陸の最大國たる支那を足下に蹂躙し去れば最早東洋に恐る可き國なきのみならず歐洲の强國と雖も眼前に日本軍の手並を目撃したる上からはいよ〳〵已むを得ざるの事情あるに非ざれば東洋の極端に我れと勝敗を爭ふの危險を冒す者は先づ以てなかる可し自立自から守て敢て妄漫を逞ふせざる限りは日本は歐洲に敵す可きものなかる[illegible]なるに歐洲の一國と同盟して却て敵を作るの[illegible]すとは實際の策に非ず特別の同盟斷じて行ふ可らざるものなり前論の如く我國現今の狀勢に照して外國と同盟するの有害無益なるは甚だ明瞭なれば假令ひ如何なる國より如何樣の條件を以て申來るとも我れに於ては決して輕々しく之に應ず可らず今日我國の爲めに謀りて最上の策は何れの國をも味方とせず又敵とせず巧に各國の間に行はるゝ權力の平均を支配して以て專ら自家の利益を增進するの一事なり東洋の大陸と云ひ南洋の群嶋と云ひ我日本の附近に空しく埋沒せる遺利は甚だ多く之を採て我用に供するは嚢中の物を探るよりも容易なり唯此際に聊か氣遣はしきは歐洲諸國との衝突なれども是れとても外交の[illegible]に當る者が巧に我中立の位置を利用して豫防の工風を運らすときは深く恐るゝに足らず外交官の腕前を現はすは即ち此時なりと知る可し現に英國の下院に於ては僅々七八十名の愛蘭自治黨議員が自由保守兩政黨の中間に立て能く權力の平均を支配し六百有餘の議員をして其鼻息を窺はしむるの實例あるにあらずや然るを況んや日本と歐洲國と實力の比例は決して自治黨が英國の二大政黨に對するの類にあらざるに於てをや當局者の伎倆次第にて日本國の前途は頗る多望なりと云ふ可し

雜報

○農區擴張建議案

（平嶋松尾氏外一名提出）

我國富國の道農業の改良に如くものなし曩に政府は農業改良の目的を以て農區を定め農事試驗場を設けたり然れども農區の區域は廣きに過ぎ試驗場の規模は少にして甚完全を缺くものあり仍て更に氣候と地勢とを斟酌し全國を十農區若くは十一農區に分割し且其試驗場の規模を擴張して着々農事改良の實を擧け民力の培養國力の增殖を圖るを以て目下急要の時務なるを信ず當局者案を具して本期の議會に協贊を求められんことを望む敢て之を建議す

理由

我國の文物制度は駸々として文明の境に進み敢て歐米諸州に讓らさるの觀あり唯り農業に至ては多くは舊來の陋習を墨守し進歩甚た遲緩なり彼の文物制度の燦然たるに比すれは何ぞ幼稚たるを免れず今にして之か改良策を建てされは富國遂に望む可らさるなり政府は曩きに農事試驗場官制を制し並に農事試驗場本支場管轄區域を定め鋭意農事の改良に盡す所ありと雖も七區の農區は廣きに過ぎ氣候風土の大差ありて試驗上に不便と困難を感ずる而已ならず講話巡回等の不便も亦尠なからず又試驗の規模は少にして前年度經費の如き七區を通して其總額二萬九千餘圓一區平均四千百四十四圓に過ぎず此僅少の金額を以て所期の規定を實行せしめんとするは到底行はるへきことにあらさるなり現在の區域現在の規模を以て殊に進歩の遲緩なる農事の一大革新を致さんとするは恰も木に緣て魚を求むるに異ならず是本案の建議を以て農區擴張を促がすの已むを得さる所以なり農區の配置經費の多寡の如きに至ては固より當局者の考案に一任すと雖も農區は現在の七區に加ふるに三四區を以てし經費は一區平均八千圓內外に增加せは先つ其目的を達するに庶幾からんか

○府縣農事試驗場國庫補助法案

（今井磯一郎氏外二名提出）

第一條　府縣農事試驗場の事業を獎勵確實ならしむる爲め國庫は每年度金十五萬圓を支出して其費用を補助すへし

第二條　農商務大臣定むる所の府縣農事試驗場規程に依り農商務大臣の認可を經たる府縣農事試驗場にして農商務大臣必要と認めたるときは其試驗場に補助金を交付すへし

第三條　各試驗場に交付する補助金は其設立者の負擔額と同額以內に限る

第四條　此法律に依り補助を受くる試驗場の設立者は補助年期間其試驗場經費を繼續支出するの義務あるものとす

第五條　各試驗場に補助金を交付するは五箇年を以て一期とす滿期の後必要に依り尙は之を繼續することを得

但農商務大臣に於て試驗場の管理不適當なりと認めたるとき又は府縣農事試驗場規程に違背したるとき又は第四條の義務を盡すこと能はさるときは補助年期間と雖も其補助を廢し若くは停止することを得

第六條　農商務大臣は此法律に依り府縣農事試驗場に補助金を交付することを得

第七條　此法律施行の爲めに必要なる規則は農商務大臣之を定む

附則

第八條　此法律は明治二十八年四月一日より施行す

理由

我國農業の改良せさるへからさるは今更贅言を要せさる所なり而して農事改良の基礎は實に試驗の成蹟に徵するにあり是を以て近年各地農事試驗場を設け地方稅を以て支辨若くは補助するものありと雖も地方稅は年々重きを加へ地方議會之か支辨に困めるの實ありて其基礎甚た固からさるの慊あるのみならす既に試驗場の必要を感ずるも之か支辨に窮して未た其設立の期に臻らさるものあり抑も農事試驗の事たるや其成蹟の確實を期するには數年若くは十數年の歲月を要し効を永遠に期すへきものなるに今日の情況を察するときは府縣農事試驗場も或は其實効を奏すること難からん仍て是等試驗場の基礎を確實強固ならしめ併せて未設地方に於ける農事試驗場の設立を奬勵せんか爲め國庫より年々若干の金額を補助すること必要なりと信す而して又農業中に在りて蠶業は稍や特立發達して今日實に我國生産の首要を占め海外貿易品の頭領に居る然れとも外には伊佛其他の競爭勁敵あるを以て益す改良を加へ大に振張せさるへからす隨て各地其試驗場を設立するの急要を感しつゝあるも是亦上述農事試驗場の事と情實相似て其設立を果さす同しく國庫補助の必要を認む仍て茲に此案を提出する所以なり

○不必要官有森林原野特別拂下法案

（恒松隆慶氏外六名提出）

第一條　目下不必要と認めたる官有森林に限り農商務大臣競爭に付せずして其所在市町村又は從前關係ある市町村の拂下出願を許可し其基本財産に供用せしむることを得

第二條　前條に據り森林拂下を得たる市町村は其森林保護開墾等の見込を確定し地方長官を經由して農商務大臣の許可を受け永遠之を遵守すへき義務を有するものとす

第三條　前條の場合に於て農商務大臣市町村の見込を許可すへからすと認むるときは其見込を改めしむることあるへし

理由

官林の國土保安に關するものは之を保存林と稱し民林の國土保安に關するものは之を伐木停止林と稱す然り而して從前之か爲めに特別の經費を置かす故に保存林は繁殖道なく日に衰頽に歸し伐木停止林は補償道なく名ありて實なきに至る況や近來伐木開墾年一年よりも甚しく水害旱損交互來り益々治水費額の增加を致せり是安んそ救濟の策を講せさるへけんや由て按するに官有森林中面積至小にして各所に散在するもの其數極めて多く其箇所は蓋五十餘萬に下らす其段別は山林二十萬町原野五十萬町合計蓋七十萬町に下らさらん是等は國家不必要の森林原野なり縱令之を以て永く國家の所有となすも其得る所決して其失ふ所を償はす斷然賣却して民有に歸し其收入を以て保存林の保護費伐木停止林の補償費及其事業并に官有森林改良の費用に供するに如かさるなり

蓋前揭せる七十萬町の山林原野は重もに町村民[illegible]の[illegible]近に點在し種々の利便を有するか故に其代價は蓋一千萬圓以上に達すへし一千萬圓は實に巨額の金圓なり決して一時に使用すへからす由て三十年を限り[illegible]十年は年々二十五萬圓、中十年は年々三十五萬圓、[illegible]十年は年々四十萬圓を目的とし以て保護林地費及官有森林の改良費に使用せしめ其國防衛生に益するは勿論以て水源を涵養し以て隄防を保持し以て土石を扞支し以て[illegible]

支障し以て風潮を防き以て船
し以て風致を粧飾すへく以て
務ならしむへし其利する所至
ものあらん是豈所謂無用を化
らすや
但其拂下に於ける普通の事例
爭に付すへきものとす然れとも
より以來經年未た久からす全
産を有するもの極めて少く自
に前揭山林原野を拂下るに臨
其所在の市町村及從前關係あ
基本財産となさしめは其利す
の保安とに止らす更に市町村
議者之を見は必す謂はん既往
の官林拂下を受くるや大率之
くは其積たるを免れすと其事
す然れとも山林二十萬町の內
するの要を見さるものあらん
さるへからさるものあらん是
ものなるを以て拂下に先たち
をして其拂下を受ると共に其
して農商務大臣の許可を受け
とを得さらしめは濫伐決して
以上陳述したるか如く本法案
川の修治市町村の自治に於て
たり是れ本案を提出する所以

○鐵道敷設法改

明治二十五年六月法律第四號
通改正す

北陸線

一京都府下舞鶴より福井縣
澤を經て富山縣下富山に
岐して石川縣下七尾に至

理由

鐵道は國家經濟上及ひ國防上
は論を俟たす然るに北陸線敷
するの線路なし是れ該法中の
と國防上に於ても亦其當を失
て北陸線の起點を京都府下舞
下小濱を經て敦賀に直接する
を認む是れ本案を提出する所

○私設鐵道條例改

明治二十年五月勅令第十二號
「延期を請ふへし」の下左の通
其延期は豫定期限の半を超
設法第七條の線路は延期を

理由

鐵道敷設法第七條に列記せる
にして其敷設の一日も迅速な
す然るに此線路にして既に私
するものあり會社は本條を利
にし私利を前にし竟に工事の
す是れ本條の改正追加を要す

參照

私設鐵道條例第六條　會社
箇月以內に鐵道布設工事に
る豫定期限內に竣功す可し
き事由あるときは少くとも
方廳を經由して政府に具申
期は豫定期限の半を超ゆる

○追加豫算の公布

昨
七年度豫算追加、同特別會計
據となるへき契約の件を公布
に記載したる原案と同一なる

○佛國大統領辭職等

其職を辭し且つ目今[illegible]中な
のため一時留任あらんことを
[illegible]特命全權公使[illegible]る十八日